

令和5年度「議会モニター制度」の基本的な考え方

- 令和5年度に実施する事業の基本的な考え方を下記項目に基づいて、担当委員が整理する。
- 芽室町議会の理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を大前提として、それぞれの項目にふさわしい内容を整理する。
- 引継事項の要素も意識し、次の担当委員が理解・認識できるように整理する。
- PDMシート(外部評価シート)で自己評価することを想定して具体的に記載する。
- 議長の諮問に係る答申内容(議会・議会改革諮問会議)を踏まえて記載する。

1 事業の根拠(条例・規則・規程、連携協定等を箇条書で記載する)

- (1) 芽室町議会基本条例第24条
- (2) 芽室町議会モニター設置規程第1条

2 事業の目標

- (1) 提言や意見を聴取し議会運営に反映する。(条例第24条)
- (2) 議会改革、活性化の推進及び政策提案機能を強化する。(規程第1条)

3 これまでの経過と課題(R4事業の総括と連動させて記載する)

- (1) 議長諮問事項(「議員定数と報酬のあり方について」「多様な議員のなり手について」)に係る意見交換及び意見聴取
- (2) 議員間討議事項(「物価高騰に対する今後の支援策について」)に係る意見交換及び意見聴取
- (3) 議会活動の外部評価(白樺高校連携協定事業・芽室高校意見交換会)

4 令和5年度事業実施のポイント(目標達成・課題解決のための手段や方策)

- (1) モニター制度の趣旨を議会内で再確認し、改正後の規程に基づく機能発揮を目指す。(会議が目的ではなく、日常の議会・委員会活動における住民意見の聴取と反映を目的として効果・効率的に機能させる。)
- (2) 議会活動(個別の活性化事業)に対する外部評価の機能発揮を目指す。
- (3) 高校生モニターの拡充を検討する(白樺・芽室高校をはじめ町内在住高校生への拡充を検討する)
- (4) 新たなモニター選考の方法を検討する<無作為抽出によるモニター選考のあり方を検討する。(例)抽出者=モニター、抽出者=モニター制度の周知強化対象>

芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。
2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。